

<史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (19)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

72

(開始ページ / Start Page)

77

(終了ページ / End Page)

97

(発行年 / Year)

2009-09-30

〈史料紹介〉

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一九)

テオドシウス法典研究会
(代表 後藤 篤子)

- 一 三二三年 (法文①)～⑩ (以上『専修法学論集』第五九号 [一九九三年九月])
- 二 三二四年 (法文⑪)～⑫ (以上同六〇号 [一九九四年三月])
- 三 三二五年一月～一〇月 (法文⑬)～⑭ (以上同六一号 [一九九四年七月])
- 四 三二五年一月～三二六年 (法文⑮)～⑯ (以上同六二号 [一九九五年三月])
- 五 三二七年～三二九年三月 (法文⑰)～⑱ (以上『立教法學』第四三号 [一九九六年二月])
- 六 三二九年四月～七月 (法文⑳)～㉑ (以上同四五号 [一九九六年九月])
- 七 三二九年七月～一〇月 (法文㉒)～㉓ (以上同四七号 [一九九七年七月])
- 八 三二九年二月～三三〇年二月 (法文㉔)～㉕ (以上同五〇号 [一九九八年七月])
- 九 三三〇年二月～三三一年一月 (法文㉖)～㉗ (以上同五三号 [一九九九年七月])
- 一〇 三三一年二月～八月 (法文㉘)～㉙ (以上同五六号 [二〇〇〇年八月])
- 一一 三三一年八月～三三三年四月 (法文㉚)～㉛ (以上同五八号 [二〇〇一年七月])
- 一二 三三三年五月～三二五年六月 (法文㉜)～㉝ (以上『法政史学』第五七号 [二〇〇二年三月])
- 一三 三二五年六月～三二六年三月 (法文㉞)～㉟ (以上同五九号 [二〇〇三年三月])

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一九) (後藤)

- 一四 三二六年三月～七月（法文²¹⁹～²³⁸）（以上同六二号「二〇〇四年九月」）
- 一五 三二六年八月～三二七年三月（法文²³⁹～²⁵³）（以上同六四号「二〇〇五年九月」）
- 一六 三二七年四月～三二九年一月（法文²⁵⁴～²⁷³）（以上同六六号「二〇〇六年九月」）
- 一七 三三〇年二月～三三一年八月（法文²⁷⁴～²⁹¹）（以上同六八号「二〇〇七年九月」）
- 一八 三三一年一〇月～三三三年四月（法文²⁹²～³⁰⁵）（以上同七〇号「二〇〇八年九月」）
- 一九 三三三年五月～三三四年一二月（法文³⁰⁶～³²²）（以上本誌）

（承前）

⑩ 第八卷第二章第五法文

同（「コーンスタンティヌス」帝がヒスパニア諸州の総監セウエールスに〈宣示す〉）。

公文書による証明を経る形で贈与がなされるべきであると、我らは以前既に付与した法³によって定めた。このこと

はとりわけ縁者たち及び極めて親密な関係にある者たちの間で遵守されるべきである。なぜなら、家の中の秘密裡の不正行為によって、〈贈与の〉取り決めがしやすい状況に乗じて、いかなることでも容易に捏造されたり、実際になされたことが取り消されたりしうるのであるから。それゆえ、卑属と尊属さえも我等の法は公文書の作成（義務）から除外するものではないので、贈与が公文書に記載される形でなされるべきことについて我等が以前既に義務として定めたことがすべての人々に適用されるべし。ただし、卑属と尊属を保護する法の特権は保たれること。すなわち、引渡や握取行為の要式性⁴が必要とされることがあつてはならない。

ダルマティウスとゼノフィルスがコーンスタンの年の五月四日コーンスタンティノポリスで付与す。

- (1) Severus, IIIIII～IIIIV五年にヒスパニア諸州の総監を務めた人物。PLRE, I, p. 831 (SEVERUS 4) はIIIIV～III二六年にローマ市長官を務めたSeverus (法文³³註(1)参照)の息子である可能性を示唆する。

- (2) acta 贈与行為に際して記録されるべき事柄については、法文⁵⁶（およびその抜粋元となった法文を収録している

Fragmenta Vaticana 249) で、コンスタンティヌス帝は贈与全般に際して、対象物・人の名前を文書に記載し、それを州総督ないし都市政務官のもとに記録するように命じている。Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文⑮註(2)所引), pp. 81, 280f.; 394f. はこの措置を贈与に関する抜本的な新制度として位置づけている。

(3) *Gothofredus*, ad h. i. は、三二六年に出された法文⑤ないし法文⑥のどちらかが含意されているだろうとする。さて、当該法文発布にまつわる経緯を *Gothofredus* は以下のように推論する。法文⑤、⑥に見られるように、贈与がなされる際には、それが公文書に記録されるべきであるという原則が政府によって守られてきた。しかし、三一九年の法文⑩で卑属・尊属間の贈与に際して引渡や握取行為の要式性が免除されたことを受けて、卑属・尊属間の贈与については公文書作成の義務も免除されるのではないかという疑念が生じることとなった。しかし、コンスタンティヌス帝は「卑属と尊属さへも我等の法は公文書の作成(義務)から除外するものではない」というように、公文書作成の原則が卑属・尊属間贈与についても守られるようこの法文で改めて確認したというのである。

(4) 引渡と握取行為については法文⑩およびその註(4)を参照。

⑳ 第一一巻第三章第二法文

同(Ⅱ「コンスタンティヌス」帝と副帝がヒスパニア諸州の総監セウエールスに「宣示す」)。

相矛盾し、互いにその信頼性を損ないあつている文書が、一方当事者から提出された場合、それらは何らの効力も持つことはできなかつた。⁽³⁾

ダルマティウスとゼノフィルスがコンスルスの年の五月四日コンスタンティノポリスで付与す。

(1) *Severus*, 前掲法文⑨註(1) 参照。

(2) *altera pars*, *Gothofredus*, ad h. i. は、*altera pars* という言葉を「原告・被告双方」の意味に解釈する学者たちに対して、「一方当事者」の意味に解釈すべきなのではないかと提唱し、名宛人・目付から本来同一の法を形成していたと考えられる法文⑩とあわせて考えると次のようなシナリオが想定できるとする。すなわち、一方当事者が地所を請求するときに、当初はその地所が自分に贈与されたことを文書で主張しておきながら、それに引渡や握取行為といった要式性が欠けていることを相手方に指摘されると、一転してその地所が売却されたことを文書によって証明しようとする。

した。そこで、本法文はこういった試みに用いられる文書が無効とするものだったというのである。また、原告・被告それぞれから対立する内容の文書が提出された場合には、相応しい方に信が与えられたはずだとして、 *aliter pars* を「原告・被告双方」の意味で取る学者たちを批判している。

(3) *poterunt Gothofredus, ad h. l. は poterunt の形を伝える写本をもとに内容を理解している。この場合、訳は「何らの効力も持つべきではない」となる。*

⑧ 第八卷第一章第三法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が道長官マクシムスに〈宣示す〉。

公益が促すところに従つて、兵糧係と筆記補はコンデイキオナーリースとするよう我等は命ずる。すなわち、現物給与によつて扶養され、査定された者たちのカピターテイオ税は免除とされるべし。それゆえ、賢明なる貴官が担当部局に以下のことを周知せよ。筆記補には二倍の現物給与を、兵糧係には丁度一倍の現物給与をすみやかに支給し、彼らのうち査定された者についてのみカピター

テイオ税も免除されるようにすること。ただし、それは公務に従事している限りとする。というのも、〈職務を離れた〉後は、賞賛や位階が彼らを顕彰するか、あるいは、罪が露見したならば、罰が伴うこととなるからである。

ダルマティウスとゼーノフィルスがコーンスルの年の五月五日に發布す。

(1) *Maximus, PLRE. i, pp. 590f. (Valerius Maximus 49)* によれば、三二七―三二八年、三三二―三三三年、および三三七年に道長官職を務めた *Valerius Maximus* と考えられる。彼の経歴については法文⑨註(1)を参照。また、法文⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰の名宛人と同定されている。それらの法文中での官職名の混乱については法文⑱註(1)および法文⑲註(1)を参照。

(2) *annonarii et actuarii*: 軍隊への補給を担当したとされる「兵糧係」や「筆記補」について、および軍隊への補給の仕組みについては、法文⑲註(2)を参照。本法文の規定に基づき、筆記補の方が地位は高かったと考えられる。

(3) *conditionales*: この単語は既に法文⑳で奴隷 *servi* とつながる形で登場している。同法文註(3)でも述べているように、*Heumann/Seckel, s. v. [conditionalis]* は「人的かつ永続的に一定の職務の義務を負う者」という意味をあげている。*Heumann/Seckel* の説明は必ずしも奴隷に限られる

ものではなく、本法文もこの用例の一つとされている。また、法文⑩註(2)では、三三三年のこととして、コンスタンティヌス帝が兵糧係や筆記補に「*conditionales*」の如き官職ポストを付与して、政府の正規ポストとし、奉職中は人頭税を免除され、ペルフェクティッシミー級 *perfectissimi* とされる存在となった」と説明した。しかし、Jones, *LRE*, p. 626では、「コンスタンティヌス帝は兵糧係や筆記補に「三三三年に初めて *conditionales* のような何らかの公的な地位を与えたが、それは政府による正式な雇用を示すように思われる」と述べており、必ずしも官職ポストと理解しているわけではない。また、ペルフェクティッシミー級となるには一〇年間の勤続という条件が課されている他、典拠となる法文も異なっていて三三三年のことではないため、先の説明には修正が必要である。

他方、Gothofredus, *ad h. l.* は、本法文と同じ第八巻第一章に採録された後代の法文をもとに拷問に付され得る境遇を示すものだったと解釈しており、本法文の翌年に発布されたコンスタンティヌス帝による第四法文(法文⑩)の内容がその拷問を示すと考えている。Pharrも *conditionales* を *ignoble status* と訳出し、拷問に付され得るものだったと註を付している。

(4) *annona*. アンノナについては、法文⑩註(2)、法文⑩および同法文註(5)を参照。

(5) *capitatio*. カピターテイオ税については、法文⑥註(1)

テオドシウス法典(Codex Theodosianus) (一九) (後藤)

を参照。

③〇 第一三卷第三章第三法文

同(Ⅱコンスタンティヌス)帝が(首都)住民に(宣示す)。

我等は神となった諸帝によるかつての恩恵を確認して、⁽²⁾ 医師および諸学芸の教師たちは、さらに彼らの妻や息子らもまた、あらゆる役目およびあらゆる公共の負担を免れることを命じる。すなわち、この者らは国家公務へと縛られ⁽³⁾ 逗留者を受け入れたり、⁽⁴⁾ 何らかの負担を果たすことはない。そのことによって彼らはいっそう容易に、多くの人々に自由学芸や上述の技を教授できるようになるであろう。

ダルマティウスとゼーノフィルスがコンンスルの年の九月二七日コンスタンティノポリスで掲示す。

(1) *populus*. 名宛人としての *populus* については、法文③註

(1)を参照。これまでの *populus* 宛法文(①・②・③⑨・④⑩・④⑤・④⑭・④⑰・④⑱・④⑲・④⑳・④㉑・④㉒・④㉓・④㉔)では

populus はローマ市民を指していたが、三三三年に發布されコンスタンティノポリスで掲示された本法文では、コンスタンティノポリス市民を指す。

- (2) *beneficia divorum retro principum confirmantes*. (後註 (4) にもあるように、教師や医師への負担免除特権は帝政前期からウエスバシアヌス、ハドリアーヌス、アントーニウス・ピウス、コンモドゥスらの諸帝により付与・確認されてきた。cf. *Gothofredus*, ad 13.3.1. コンスタンティヌス帝自身も法文^⑩で教師や医師が所有する財産への公課免除をはじめとする優遇措置を定め、法文^⑪では御殿医・元御殿医とその息子らに、種々の負担や地租を免除している。だが、本法文で改めてこの表現とともに、あらゆる負担からの免除を教師や医師本人のみならずその妻や子にも認めていることについて、*Gothofredus*, ad h.1. は法文末尾の理由づけと合わせて、三年前に開都したコンスタンティノポリスの人口増大策と考えている。

- (3) *ad militiam comprehendit*. *Gothofredus*, ad h.1. はこの表現が本法典同巻同章第一〇法文でも軍事的逗留者の受け入れ *hospites militares recipere* と併記されていること、また、同巻同章第一六法文は教師や医師の子が意に反して「*militia*」に連行されることがなまよう *ad militiam* -- *trahantur*」命じていることから、これら三法文における *militia* は *forum praestatio*^⑫、すなわち新兵の責務を負うことと考える。しかし、すぐ前の「あらゆる役目 *omnis functio*」と対

応していることを考えると、この *militia* をそのように限定的に捉える根拠は乏しく、広く「国家公務」と訳した。国家公務と訳す *militia* については、法文^⑬註 (3) および法文^⑭註 (4) を参照。

- (4) *hospites recipere*. 【学説彙纂】第五〇巻第四章第一八節第三〇法文によると、ウエスバシアヌス帝が文法教師、修辞学教師、医師、哲学者に、逗留者を受け入れなくてよいよう *ne hospitem recipient* 免除特権を与え、ハドリアーヌス帝もそれを確認した。この「逗留者の受け入れ」とは、移動中の軍隊や帝国官吏のために自宅を宿舎として提供する義務で、帝政後期には、とくに遠征中以外は諸都市やその郊外に駐留する野戦機動軍 *comitatenses* や近衛軍 *palatini* のために、自宅の一部（本法典第七巻第八章第五法文によれば三分の一）を営舎として提供するという、都市住民にとっては重い負担となった。cf. Jones, *LRE*, pp. 631f.; Southern & Dixon, *The Late Roman Army* (法文^⑮註 (一) 所引), pp. 83-85.

⑩ 第一卷第三三章第一法文

コンスタンティヌス帝がフェーリクスに〈宣示す〉。

帝室財産たる染色工房と織物工房の管理官によって、我等の私財は減らされ、織物工房で作られた製品は台無しにされ、加えて、染色工房ではまがい物が混ぜ合わされて不純な染色液の色むらを生じさせているので、へかかる不正に手を染めた。染色工房と織物工房の管理官は、前述の管理職をそれによって手に入れていたところの推薦へに基づく決定から遠ざかるべし。もしも、これに背いて行動するならば、その者らは、ローマ市民の頭数から除かれた者として剣によって罰せられるべし。

ダルマティウスとゼーノフィルスがコンンスルの年の一月：日アクイレイア⁽⁴⁾で付与す。

- (1) Felix. この人物については、法文⑩註(1)参照。
 (2) *privata nostra substantia*. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文⑫註(3)所引), s.v. [substantia] によれば、*substantia* は、個人が所有する財産の総体 (e.g. *substantia paterna*) あるいは相続財産の総体 (e.g. *substantia hereditaria*) を指すとあるので、*privata res* という一般的な表現ではなく *privata substantia* という表現が用いられているのは、染色や織物にかかわる材料等をも含意している可能性がある。

(3) 剣による罰については、法文⑩註(3)参照。

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一九) (後藤)

(4) Mommsen, ad h. l.; Seeck, *Regesten*, p. 182; Barnes, *New Empire*, p. 79 は、法文⑩と同様、本法文もアクアエで付与されたとする。

⑩ 第一巻第二章第六法文

同(=コンスタンティヌス)帝がカンパーニア州^{コリスラ}総督バルバルス・ボンベレイアヌスに(宣示す)。

審理ではなく執行が命じられているとしても、請願の真実については調査されるべきである。それは、もし欺瞞が介在するならば、すべての事柄について識るところとなるようにするためである。

ダルマティウスとゼーノフィルスがコンンスルの年の一月一日アクアエで付与す。

- (1) *Barbarus Pompeianus*. 二二二-二二七年のアシヤ州総督 G. Gabinius *Barbarus Pompeianus* の後裔で、おそらくは四〇〇年のアフリカ州総督 Gabinius *Barbarus Pompeianus* の祖父にあたる人物。PLRE. i, pp. 712f. (BARBARVS POMPEIANVS 4).

(2) *Gothofredus*, ad h. l. は、(1)の「執行 executio」は判

決の執行ではなく、請願に依えて訴訟係属中に勅答が命じる何らかの執行を指し、したがって「審理 *cognitio*」は中間裁決を指すとしたうえで、本文は、勅答が中間裁決ではなく執行を命じている場合であっても、勅答の執行者は請願の真实性や信憑性について調査するべきことを定めたと解している。なお、中間裁決については、本文⑳、㉑、㉒を参照のこと。

㉒ 第七卷第二二章第五法文

同(「*コーンスタンティヌス*」帝が道長官アブラーウィウスに「宣示す」)。

退役兵たちの、あるいは隊長⁽²⁾や下士官⁽³⁾だった者たち、その他何であれ軍の等級にあった者たちの息子が、もし虚弱かつ病弱であるならば、都市参事会に加えられるべし。その際、家産に恵まれながら軍務に不適格な者たちを参事会〈員〉の集団へと汝が結びつけること。我等の目の届く範囲で、美食によつて柔弱になったと我等が見極めた者たちに対して、我等はこれを行った。したがって、こういった者たちのうち家長であり、かつ公けの義務〈を担うの〉

に相応しい者たちが、都市参事会員の数を増すために選別されるべきこと。そして、各都市の参事会は、気力と体力ゆえに国家の防衛に相応しい者たちを除いて、〈公けの義務を担うのに〉相応しいと承知している者たちを指名するのを躊躇うべきではないと留意すべし。他方、各辺境の指揮官⁽⁴⁾にも、今後は退役兵の息子で役に立たない者が誓約で縛られることがないよう我等は要請した。⁽⁵⁾〈指揮官たちは〉既に〈入隊を〉認められた者についてもしっかりと調査すべし。かくて〈軍務に〉相応しくないと判明した者は、誓約を解かれた上で貴官のもとへ送致されることになる。

ダルマティウスとゼーノフィルスがコーンスルの年の一月一三日に付与し揭示す。

(1) *Adrianus*. この人物については、法文⑩註(1)を参照。その他、法文⑩、⑭、⑮、⑯の名宛人となっている。

cf. *PLRE*. i, pp. 3f. (*Fl. Adrianus* 4).

(2) *praepositus*. 「隊長」については、法文⑦註(3)および法文⑩註(1)を参照。

(3) *protector*. 「下士官」については、法文⑦註(2)、法文⑩註(3)、法文⑭註(8)を参照。

(4) コーで「辺境」と訳出した *limes* は、*Oxford Classical Dictionary* (3rd ed., Oxford 1996), s. v. [*limes*] に於けられ

本来、地所の境界であると同時に両者を結ぶような通路のことを示す測量者の用語だった。軍事的な意味では、当初は敵地へ入り込む軍用道路を示していたが、征服が済んだ後には、ローマ帝国支配地域とそれ以外の地域を分ける境界を示すことになった。道路だけではなく監視塔や砦といった境界地帯をコントロールするためのあらゆる施設の総称が *limes* と *limitatio* なる。他方、B. Isaac, *The Meaning of the Terms Limes and Limitatio*, *JRS* 78, 1988, pp. 125-147 は、三世紀末以降の *limes* が示す意味内容について、監視塔や砦といった防御施設まで含める見方を批判し、次註で述べる *dux* 指揮下にある辺境地帯を示すものと考えている。

- (5) *duces*, 共和政期から *dux* は非公式に軍隊の指揮官を示す用語として使われてきたが、ディオクレティアヌス帝治世には、辺境地帯の一定の領域の軍事指揮官を示す専門用語となった。*dux* の置かれた地域では、州総督は軍事指揮権を失い、*dux* がそれに取って代わったとされている。ただし、文武両官職の分離はディオクレティアヌス帝治世には貫徹されておらず、恐らくコンスタンティヌス帝治世になってからのことだったと考えられる。cf. Jones, *LRE*, p. 608; *Oxford Classical Dictionary* (3rd ed., Oxford 1996), s. v. [*dux*].
- (6) *convenimus; convenio* は「本来、「共に来る」「一致する」といった意味をもつが、本法典に収録された本法文より前

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一九) (後藤)

の法文では、三人称単数で「適切である」「相応しい」といった意味を示すか、あるいは受動態で「請求される」といった意味を示すことが多かった。ここでは、Heumann/Seckel s. v. [*convenire*] の示す「要請する *auffordern*」「忠告する *mahnen*」といった意味で理解している。

三三四年

⑬ 第一四卷第四章第一法文

コンスタンティヌス帝が道長官パーカーティアアヌスに〈宣示す〉。

「豚商人」の組合が少数数になっていることに鑑みて、我等は、この者たちがローマ市住民の立会いのもとで、誰に免除が与えられ、誰に負担があたっているかを宣告するよう命ずる。これは、この者たちが人々の良く知るところとなり、「船主」の財産の例が適用されるようにするためである。かくして、この者たちは自分の財産が「豚商人」の負担に結び付けられていることを認識し、〈以下に述べらる〉二つのうちのいずれかを選ぶべし。すなわち、「豚商

人」の義務に結びつけられた財産を保持して、自ら「豚商人」の務めに責を負うか、あるいは自らが望む適格な者たちを指名し、その者たちが必要な務めを果たすかである。我等は何びともこの事柄に関する負担から逃れることを許さず、もし名譽で高められたことによつて、あるいは何らかの欺瞞によつて、〈この負担を〉逃れている者たちがあれば、その者たちが呼び戻されて、ローマ市民が見守り、耳を傾ける中でまさにこの負担が完遂されることを我等は命ずる。また、その者たちについて我等に報告がなされることを命ずる。それは、かかる奸計を用いた者たちに対して我等が罰則処置を下すためである。そして、今後はこの義務からの免除は何びとも一切与えられてはならず、もし〈免除を与えるような〉恩恵が無効とされた後に〈免除を〉くすね取ることができた者があれば、その者は生命を失う危険をも引き受けることとならう。

オプタートゥスとパウリーヌスがコーンスルの年の三月八日ローマで付与す。

(1) Pacianus. この人物については、法文②註(1)を参照。三三二年から三三七年にかけて、副帝コーンスタンティウス、次いで副帝コーンスタンティウスのもとで

イータリア道長官を務めたと考えられている。法文②、③の名宛人でもある。cf. *PLRE*, i, p. 656 (L. Papius Pacianus 2)。

(2) *suarii*: 「豚商人」およびローマ市への豚肉供給制度については、法文②註(2)・(3)を参照。

(3) 本文で範例とされている「船主」の負担割当として、とりわけ法文⑦に述べられている内容が念頭に置かれていると思われる。cf. *Gothofredus*, ad h. l. 「船主」とその負担については他にも法文⑭とその註(2)、法文⑮、⑯を参照。

(4) *ut animadvertamus in eos, qui hac tergiversatione u[si] sint*; *de reliquo functionis huius vacatione nulli penitus tribuenda, sed eo qui subripere poterit post beneficium infratum, salutis etiam periculum subituro*. 本文は VT 210 の写本から知られるが、この箇所には写本上欠落があり、内容の理解とテキストの復元とが相互に密接に関わりあっている。欠落は *tergiversatione u...* 以下から、*penitus* の前キで (*nulli* は「写本では欠けている」の部分である。Mommensen は *tergiversatione u...* の部分を *tergiversatione u[si] sint* と補ふ、*u[si]* にそれに続く部分に「写本と A. Peyron による補いに基づいて、上述のようなテキストの復元を行っている。本文中で「それは、かかる奸計を用いた者たち……引き受けることとならう」と訳出した箇所はこの Mommensen 版のテキストに従ったものである。この場合、

「免除を与えうる」恩恵」とは具体的には、法文⑦にみるような位階に付随する免除特権といったものを意味することとなる。また、Sirks, *Food for Rome* (法文⑩註(7))所引)、p. 383 はそれに加えて元首の勅答や覚書によって得られた免除の可能性も指摘し、*ibid.* p. 292 では場合によっては時間的に隔たりがあるとはいえ、マークセンティウス政権下で得られた諸特権に対する処置だったかもしれないと推測している。

他方、Gothofredus は当該箇所が写本では *ut animadvertamus in eos, qui hac tergiversatione nulli penitus tribuendas, ideo, qui subripere potuerit, post beneficium infirmatum, saluti etiam periculum subito* となっておりと指摘した上で、これを *ut animadvertamus in eos: Eo qui hac tergiversatione, nulli penitus tribuenda, caeteroqui subripere potuerit, post beneficium infirmatum, salutis etiam periculum subito* と復元すべきとする。この場合、訳は「それは、この者たちに対して我等が罰則処置を下すためである。そして、何びとにも一切認められてはならないこの奸計を用いて、あるいは他の何かしらの手段を用いて、〈免除を与える恩恵を〉くすね取ることができた者があれば、その者はその恩恵が無効とされた後、その生命を失う危険をも引き受けることとなる」となる。

- (5) Mommsen, *ad h. l.* は「付与」ではなくむしろ「揭示」であるとする。明確な理由は述べていないが、Mommsen,

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一九) (後藤)

vol. I, p. CCXXII で三三四年のコンスタンティヌス帝はコンスタンティノポリスとその周辺で活動したと述べていることから、この時期にローマにいたとは考えにくいからであろう。Seeck, *Regesten*, p. 182; *PLRE*, loc. cit. も「揭示」として理解している。

⑬ 第八卷第一八章第三法文

同 (＝コンスタンティヌス) 帝がヒスパニア諸州の総監セウエールスに〈宣示す〉。

最初の結婚の絆を失った父親たちの一部が、血縁の情を踏みにじって息子たちの破滅へと急ぎ、再婚したのちに、息子たちの財産に対するより大きな役割を自らのために主張しているとの報告を受けている。父親たちは息子たちの財産に対する用益権者に留まっていたと見なされているので、その財産をどう使ってもよいと信じており、それゆえ、孤児の状態に留まっていた息子たちには、所有する機会も訴える機会も与えられていない。したがって、以下のごとく決定する。すなわち、誰であれ父親は、再婚したのちには、前妻のものであった財産に関する権利が自らのも

とに留めおかれるべきであるとは考えないように。ただし、未成年者たちが〈成人と〉認められた年齢にあると見なされるまでの後見役についてはその限りではない。⁽³⁾ 加えて、節度ある我等は、すべて〈の財産〉が息子たちのために保全され、また回復されることを命じる。

オプタートウスとパウリーヌスがコーンスルの年の三月三〇日コーンスタンティノポリスで掲示す。

(1) Severus この人物については、法文⁽⁹⁾註(1)参照。

(2) 本法文は、コーンスタンティヌス帝が、家子による母方財産の相続に関して定めた三つの法のうちのの一つ(他の二法文は法文⁽⁸⁾と法文⁽¹⁰⁾)。したがって、本法文にある「最初の結婚の絆を失った父親たち」とは、妻と死別した者たちを指す。また、「息子たちの破滅」とは、法文⁽⁹⁾が禁じている「父親が恣意的に卑属を見捨てること」であり、より具体的には、父親が、相続によって息子に帰属した母方財産に損害を与えることと考えられる。

(3) 法文⁽⁸⁾および⁽¹⁰⁾は、相続によって息子に帰属した母方財産に対する用益権を、息子が自権者になるまでのあいだ父親に認めているが、その際、父親の再婚のことは考慮に入っていない。しかし、再婚をきっかけにして父親が、本来は息子のものであるはずの母方財産に損害を与える事態が生じていたことを承けて、本法文は、再婚した父親には用

益権を認めず、後見役のみを認めるに至った。cf. Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文⁽¹⁵⁾註(3)所引), p. 218.

⑮ 第八卷第一章第四法文

同(=コーンスタンティヌス)帝がアジア管区代官ウエーローニキアヌスに〈宣示す〉。

様々な州総督に仕える財務担当官たちの貪欲で奸智に長けた謀は、かつて我等が定め、今もまた同様に定めるところに従って、妨げられるべきこと。すなわち、その者たちは拷問を受けるといふ境⁽¹⁾遇⁽²⁾に置かれ、馬形器具や引き裂き〈の拷問〉に服し、二年間を越えてこの職務を果たしてはならない。後略。

オプタートウスとパウリーヌスがコーンスルの年の五月一九日に付与す。

(1) Veronicianus, 三三三―三三五年にアジア管区代官を務めたこと以外には知られていない。cf. PLRE, I, p. 952 (VERONICIANVS D.).

(2) numerarii: 「財務担当官」と訳出した numerarius は、以前の tabularius と同じ職務だったと考えられている。詳し

くは、法文⁹⁹註(3)を参照。

(3) 本法文と次の法文⁹⁸は名宛人および subscriptio が同一であるため、本来は一体のものであったと考えられており、ここで述べられている「財務担当官たちの貪欲で奸智に長けた謀」については、その法文⁹⁸を参照のこと。

(4) 財務担当官については tabularius として法文⁹⁹で言及されているが、その法文⁹⁹は昇進順序に關して定められたものである。本法文の内容に先行するものとは言い難く、ここで述べられている「かつて我等が定め」という法が何を示すのかは明確ではない。

(5) condicio tormentorum. Gothofredus は法文⁹⁸に対するコメントリイの中で、本法文をはじめとする本法典第八巻第一章に採録されているいくつかの法文に示された拷問を受けるという「境遇 condicio」が condicionales の意味だと考えている。ただし、conditionales の意味をめぐっては異なる見方も示されている。詳しくは、法文⁹⁸註(3)を参照。

①16 第八巻第一章第二法文

同(「¹コーンスタンティヌス)帝がアジア管区代官ウエーローニキアースに(「¹宣示す」)。

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一九) (後藤)

前略。我等は地方住民たちに以下の権能を与える。すな

わち、様々な州総督に仕える財務担当官たちによって何らかの売却を強いられた、と誰であれ不平を持つ者は、それらを無効とすることができ。そして、不当に売却されたものは売却者の所有のもとに戻り、不法で呪われるべき購入者は代金の喪失によっても罰せられるべきこと。

オプタートウスとパウリーヌスがコーンスルの年の五月一九日に付与す。⁽²⁾

(1) Veronicianus. 法文⁹⁸註(1)を参照。

(2) 本法文の subscriptio および名宛人は先の法文⁹⁸と同一であり、もとは一体の法文だったと考えられている。

①17 第一巻第二二章第二法文

同(「¹コーンスタンティヌス)帝がアンドロニクスに(「¹宣示す」)。

未成年者⁽²⁾や寡婦、または病気で衰弱している者、および身体に障害のある者たちを相手取って、慈悲深き我等の裁判が求めにより認められたとしても、我等の裁判官の何び

とによつても、上記の者たちが我等の宮廷に出頭するよう強いられることがあつてはならない。むしろその者らは、原告と証人たち、あるいは証拠が存在する州内において係争の運を試すべきであり、また、その者らが各自の州の境界を越えることを強要されないよう、あらゆる注意が払われるべきである。しかし、未成年者^{プロビッリ}や寡婦、そして運命の苛酷さにより悲惨な状態にある他の者たちが、清明なる我等の裁判を懇願するときには、とりわけ彼らが何びとかの権勢をひどく恐れているならば、彼らの相手方が、我等の審理のために出頭するよう強いられるべきこと。

オプタートウスとパウリーヌスがコーンスルの年の六月一七日コーンスタンティノーポリスで付与す。

(1) Andronicus: 本法文を受領した^{こと}と以外は知られていない。cf. *PLRE*: i, p. 64 (Andronicus 1).

(2) *pupilli*: 法律上の行為能力に影響を及ぼす年齢段階を示す語の一つ。ローマ法では元来、女子一二歳・男子一四歳頃を境に「未成年者」*impubes*と「成熟者」*pubes*とに分け、前者が家父を失つた場合は後見人を付していたが、前二世紀以降、成熟者であっても二五歳未満の者は *minor* として区分され、しだいに保佐人が付されるようになった(法文⑮註(2)・法文⑳註(2)参照)。*pupillus* という語は、

pubes と同義であつたが、帝政後期になると「未成年者」を指す *impubes* や *pupillus* の使用が減るのに対し、狭義では二五歳未満成熟者を指す *minor* が、「未成年者」も含む二五歳未満のすべての者^二「未成年者」を意味する用例が増える(法文⑮註(4)参照)。たとえば法文⑳では、未成年者 *pupillus* と二五歳未満成熟者 *adultus* を合わせて *minor* としているし、法文⑮や⑯・⑰・⑱等における *minor* も二五歳未満者すべてを指している。

ただし、このような年齢段階を示す語の本法典における用法には混乱も見られ、たとえば法文㉔では冒頭で *minor* が *adultus* との対比で「未成年者」の意味で用いられながら、(1)節では「未成年者」すなわち二五歳未満者すべてを指している(法文㉔註(2)・(5)・(6)参照)。また、本来は二五歳未満かそれ以上かを問わず「成熟者」を意味する *pubes* の語が、法文㉔では「二五歳未満成熟者」の意味で用いられている(法文㉔註(4)参照)。*pupillus* についても、上述のように法文㉔では「未成年者」という本来の語義で使用されているが、つねに「未成年者」を指すとは限らな^く。Heumann/Seckel, s. v. [*pupillus* (*pupilla*)] には、①未成年者、②狭義の未成年者、つまり〈父の死亡等により〉もはや父権下にはないが、〈自権者となつたがゆえに〉後見下にある未成年者、③〈未成年者、つまり〉一般に、なお年齢のゆえに後見(保佐 *tutela* も含む)下にあらる者、被保佐人、被後見人、という三通りの意味が挙げら

れている。本論文と同様、寡婦と並んで *pupillus* に特別の寛恕が与えられている法文^④では、後见人への言及および *impuberes* の語も使われていることに鑑み、②の意味を採り「後見下の未成熟者」と訳出した。だが、*pupilli* と寡婦のみならず弱者全般の保護を謳っている本論文では、最も広義の③の意味で採った。

③18 第一〇巻第一五章第二法文

同（＝コンスタンティヌス）帝が道長官パーカーティアーヌスに〈宣示す〉。

我等のもとでは国庫の保護よりも私人たちの言い分が優先されるとはいえ、もし複数の者たちが我等から国庫の防御（という職務）を得ているときは、我等は以下のように定めるものである。すなわち、たとえ他の者たちよりも後にこの恩恵を寛裕なる我等から取得したのであっても、その他の者たちよりも潔癖さにおいて勝り、学識において優れ、実証された信義において厚いと認められた者が、他の者たちに優先されるべきである。

オプタートウスとパウリーヌスがコンスルの年の七月

五日シンギドゥムで付与す。

- (1) *Pactianus*. この人物については、法文^②註（一）参照。
- (2) *etsi potior apud nos privatorum causa est quam fisci tutela*. 具体的な内容は明らかではないが、*Gothofredus, ad h. l.* は以下のように理解している。すなわち、「国庫の保護よりも私人たちの言い分が優先される」ことはコンスタンティヌス帝自身によっても実践されていた。しかし、もし皇帝によって複数の私人が代訴官に任命されている本件のような事案においても「私人たちの言い分が優先される」ことになれば、誰が代訴官にふさわしいのかではなく、誰が最初に代訴官に任命されたのが探求されるべきことになってしまったため、コンスタンティヌス帝は、国庫の利益を考慮して代訴官にふさわしい者を優先させたのである。
- (3) 本巻本章のタイトルにもなっている代訴官 *advocatus fisci* の職務のことを指す。cf. *Gothofredus, ad. h. l.* 代訴官 *advocatus fisci* については法文^④、^④および法文^④註（二）を参照。

③19 第一一巻第三九章第三法文

同(「コロンスタンティヌス」帝が州総督ユーリアーヌスに(宣示す)。

我等はかつてすでに、証人たちは証言を行う前に誓約の聖性によって縛られるべきこと、また、より名譽ある証人たちの方に信が置かれるべきことを命じた。

(1) 同様に我等は、裁判官たちの何びとも、いかなる訴訟においてであれ、ただ一人の証言が聴き入れられることを安易に許すべきではない、と命じた。そして今、我等は明白に命じるものである。ただ一人の証人の証言は、たとえその者が極めて高貴な元老院の名譽によって光り輝いているとしても、決して聴かれてはならぬ、と。
オプタートウスとパウリーヌスがコロンスルの年の八月二五日ナイツススで付与す。

(1) *praeses*, 法文②註(5)を参照。

(2) *Iulianus*, 本法文を受領したこと以外は知られていない。

cf. *PLRE*, i, p. 469 (*IVLIANVS* 6).

(3) *honestiores*, ハドリアーヌス帝治下に現れ、三世紀初頭までには共和政期以来のローマ市民・非市民という区分に取って代わった社会区分で、ローマ市民権の有無に関わらず都市参事会員、退役兵、さらに上層の騎士や元老院議員が、「ホネステイオーレス(公職に基づく名譽で優る者た

ち)」とされ、それ以外の全自由民は「フミリオールス *Humiliores*」とされた。cf. *Jones, LRE*, p. 17. この区分はとりわけ刑罰に関連して重要であり、磔刑や野獣刑による死刑、拷問など肉体に加えられる刑罰は、フミリオールスにのみ適用された。また、フミリオールスであれば死刑が適用される事例でも、ホネステイオーレスであれば追放刑ですむこともあった。さらに追放の場合も、ホネステイオーレスには追放刑 *relegatio* が適用されるのに対し、フミリオールスには流刑 *deportatio* が適用された(法文⑦註(2)参照)。cf. *Berger, Encyclopedic Dictionary* (法文②註(2)所引), s. v. [*Humiliores*].

ただし、*Gothofredus*, ad h. 1. は、本法文末尾の *praefactura curia* (後註(5)参照) という表現も勘案すると、ここで *honestiores* という語は明らかに「元老院議員」と理解し得るとする。

(4) *simili more*, 本法文の最初の文で言われる「かつてすでに *iam dudum*」命じたのと「同様に」の意であろう。*Gothofredus*, ad h. 1. はこれらの表現から、コロンスタンティヌス帝は本法文以前に証人に関して二つの勅法を出していたと考へるが、本法文から類推されること以外は不明。

(5) *praefactura curia*, *Pharr* は、ローマ元老院を指す可能性もあるが、おそらくは都市参事会を指しているとする。前註(2)で言及したように、*Gothofredus*, ad h. 1. はこの表現は元老院を指すと考へるが、同時に、「コロンスタンティヌス

ス帝が証人に関して定めた最初の勅法（前註（4）参照）以降、都市参事会員も *honesti honestiores* と呼ばれ得ることに気づいた同帝が、本法文で *honestiores* の指示対象を明確にしたと考える。

(6) *ut unus omnino testis responsio non audiat. Gothofredus, ad h. l.* は、コンスタンティヌス帝が本法文以前に出した証人に関する二番目の勅法では「安易にしてはならぬ *non facie*」という表現であったのを、本法文で *omnino non* という議論の余地を残さない表現に改めたと考ええる。そして、*non audiat* という表現から、コンスタンティヌス帝はただ一人の証人に信が置かれることがないよう望んだというだけではなく、証人が一人しかない場合は、そもそも最初からその証言を聴くべきでないとした、と考ええる。この *Gothofredus* の考えに従い、この文では *responsio* を「応答」ではなく、「証言」と訳した。cf. *Heumann/Seckel, s. v. [respondere]*.

②① 第一三巻第四章第一法文

コンスタンティヌス帝がフェーリークスに〈宣示す〉。

建築師ができるだけ多く必要とされているが、〈多くは〉

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (一九) (後藤)

いないので、貴官は、アフリカ諸州において、一八歳程度で自由学芸に触れたことのある者たちをこの学問へと駆り立てるべし。⁽²⁾ 彼らにとつてこの学問が望ましいものとなるよう、彼ら自身と彼らの親たちが個々人に課されるのを常とするものから解放され、学ぶ者たち自身にしかるべき手当が与えられることを、我等は欲する。

オプタートウスとパウリーヌスがコンスルの年の八月二七日カルターゴで掲示す。⁽³⁾

(1) *Felix*. この人物については、法文②註(1)参照。

(2) *Gothofredus, ad h. l.* は、当時コンスタンティノポリスが興隆しつつあったため、あるいは、コンスタンティヌス帝によって様々なバシリカや教会が至る所に建設されていたために、多くの建築師が必要とされた理由。また、特にアフリカ諸州に建築師が求められた理由は不明であるとしながらも、アフリカにおいて多くの建物が建てられていたためか、建築の才能があるとされるアフリカの人々をコンスタンティヌス帝が特権の付与を通じてコンスタンティノポリスに招こうとしたためであろうと、推測している。

(3) *Gothofredus, ad h. l.* によれば *munera personalia* のことを指す。 *munera personalia* については、法文⑤註(3)および

び法文⑩註(3)参照。

(4) Gothofredus, ad h. l. は、教師の信義や勤勉こそが報われるべきであることや、手当 *salarium* を受領すべきなのは学生ではなく教師であることを理由に、*qui discent* を *qui docent* と読み替えることを主張し、手当を受けとるのは教師であるとしている。他方、Lepelletier, *Les cités de l'Afrique romaine au Bas-Empire* 1 (法文⑩註(2)所引), p. 66 は、テキストどおり、学ぶ者が手当を受け取ると解している。

(5) 本文と法文⑩の揭示日は、*subscriptio* に従えばそれぞれ八月二十七日と九月七日となるが、Mommisen, ad h. l. は、両者は同一年月日に揭示されたものと解して揭示日の確定を避けている。Seeck, *Regesten*, pp. 182f.; 436 は両法文の揭示日を *subscriptio* 通りとするが、Seeck, *Zeitfolge*, pp. 245; 249 は、法文⑩の *subscriptio* に従って両法文ともに九月七日に揭示されたと解する。

⑩ 第一三卷第五章第六法文

同(II)コーンスタンティヌス(帝)がフェーリークスに
〈宣示す〉。

「船主」たちを以下のような形に明確に編成する措置、すなわち、「船主」たちは、無秩序にではなく正しく遵守

された順番で、長い航程⁽²⁾を引き受けたり短い航程を果たしたりすべきであるとする措置は適切であると、我等には思われた。そうすれば、奉仕がこのように交替するという軽減〈措置〉によって「船主」全員の財産、とりわけ弱い者の財産が強化され、誰かが常に長く航行して多くの危険にさらされる必要はなくなるであろう。今後そのようなことが起こらないように、平等で正当な労働が全員に課され、報酬が平等な割合で与えられるべきであり、弱い者たちが無益な悲嘆を訴えるはめに陥るべきではない。オプタートゥスとパウリーヌスがコーンスルの年の九月七日カルターゴで揭示す。

(1) Felix: この人物については、法文⑩註(1)参照。

(2) *cursus*: 本来 *cursus* は「行程」「旅程」を意味するが、ここでは「船主」が問題になっているので、「航程」と訳した。cf. Gothofredus, ad h. l.; B. Sirks, *Food for Rome* (法文⑩註(7)所引), pp. 154f. なお、「船主」については法文⑩註(2)参照。

(3) *subsidia*: Gothofredus, ad h. l. によれば、*subsidia* とは国庫に税として納められる收穫物 *species fiscales* のことを指し、これが「船主」たちによって輸送されることになる。他方、Sirks, *op. cit.*, pp. 148-155 は、*munus* とし

ての航海の任に当たる「船主」組合の一員に対して、徴取された税を財源として、財政的援助の意味で現金で支払われる報酬が *subsidia* であると解している。*subsidia* に直接言及する法文として *Siles* が挙げるのは本法文のみであってその実態は必ずしも明らかではないが、*Gothofredus* のように *subsidia* を *species fiscales* と解すべき理由も乏しいので、本文のように訳しておく。

(4) 掲示日については、法文④註(5)を参照。なお、*Gothofredus*, ad h. i. は、名宛人および *subscriptio* における年や月の記述を同じくする本法文と法文④は同一の勅法とみられ、おそらく両者の日付も同じだったとして、いずれかの日付が修正されているとしている。

④ 第三卷第五章第七法文

同(=コーンスタンティヌス)帝がオリエーンヌ(管区)の「船主」たちに(宣示す)。

神の命に従い我等が永遠の名を与えた都市の便益のため、以下の特権が汝らに授けられるべきと判断した。すなわち、すべての「船主」たちは、市民の負担や重荷や義務から免除されるべし。そして、何かしらの不都合を被るよ

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一九) (後藤)

うな諸市の顕職に服することを強制されてもならない。また、後見役の務めからも、それが法によって定められたものであれ、(都市) 政務官や州総督が課したものであれ、免除されるべし。さらに、ユリウス・パーピウス法の適用からも除外され、たとえ子供が一人もいなくても、夫は妻の遺言からすべてを獲得し、夫の意思はまったき形で妻の手に達するべし。また、所有権や相続や他の何であれ民事事件について「船主」たちが訴えられたときには、我等の勅答によってすらも特別な法廷に召喚されることがあってはならない。そうではなくて、「船主」たちは自分たちの法廷で訴訟提起者に応答すべし。そして、アレクサンドリア船団の例に倣って、(輸送する) 穀物の四パーセントを獲得し、それに加えて一〇〇〇(モディウス)につき一ソリドゥスを獲得すべし。かくして、これらすべてによって鼓舞され、また自らの財産からほとんど何も支出することがないのであるから、「船主」たちは熱意をもつてますます海上輸送に従事することとなる。

オプタートゥスとパウリーヌスがコーンヌルの年の一二月一日に受領す。

(1) *navicularii Orientis*, Jones, *LRE*, p. 827 は、ヒスパニア

やアフリカの「船主」たちに宛てられた法文が他に確認されることから、「船主」組合は管区単位で編成されていたと考える。なお、「船主」とその特権については、法文⑭、⑮、⑯、⑰も参照のこと。

(2) *urbis, quam aeterno nomine iuberent deo donavimus, urbs ya aeterna* という語が使われていることから判断されるように、三三〇年に開都したコーンスタンティノポリスを指している。

(3) *civilia numerata et onera et obsequia*. 市民の負担については、法文⑤註(3)、法文⑩註(7)・(14)・(15)、法文⑳註(3)を参照。

(4) *tutela*. 後見役については、法文⑳註(4)、法文㉑註(1)を参照。

(5) *lex Iulia et Papia*. コーンスタンティヌス帝は三二〇年の法文㉒によって、独身者や無子者に対するユーリウス・パーピウス法の様々な不利益を廃したが、無子の夫婦間の相続については、同法の不利益を存続させていた(法文㉓註(3)参照)。しかし、本法文によって「船主」はこの不利益からも免除されることになった。ユーリウス・パーピウス法一般については法文㉔註(1)・(2)を参照。

(6) *extraordinarium iudicium, suum forum*. 特別裁判官への移送や特別な法廷については法文⑬および⑰を、勅答を用いた特別な法廷への召喚の具体例については法文⑱をそれぞれ参照。本法文を元にして、Gothofredus, ad h. 1 は、「民事

案件に限り「船主」たちは特別法廷への出頭を要請されることなく、自分たちの所属する地域の法廷(自分たちの法廷)で争ったと解釈する。

(7) *Alexandrinus stolus, stolus* は通常「航海」「船旅」といった意味で使われる語であるが、「船団」の意味に用いられることもある。Sirls, *Food for Rome* (法文⑩註(7)所引), pp. 103-5 は、セウエルルス帝とカラカッタ帝治下の碑文 (*IG XIV 917*) から食糧管理長官の指揮下に「アレクサンドリア船団の監督官」が存在したことを指摘する。そして、政府との関わりが強くうかがえるこの船団は、既にこの時期からローマ市への食糧供給を担う「船主」組合に関わるものだったろうとする。また、同様の船団名を伝えるコンモドゥス帝治下の碑文 (*IG XIV 918*) やセウエルルス帝治下の碑文 (*GRR I 1062*) の「輸送のため」(*το-πευκός*) という言葉が併せて用いられていることも、この船団が穀物輸送に主として従事していたことを示唆するとする。

なお帝政前期にはアレクサンドリアの船はローマ市への穀物輸送を担っていたが、コーンスタンティヌス帝はコーンスタンティノポリス市への執心から、エジプトやオリエーンスの船で運ばれる穀物を新都へ振り向けたとされる。その様子や配給量については、*Socrates, Historia Ecclesiastica*, II 13; *Eunapius, Vitae Sophistarum*, 382 (ed. W. C. Wright) など参照。このような穀物供給システムの再編

成が具体的にいつなされたかは定かではないものの、*Chronicon Paschale* の三三二年の項目には、この年の五月一八日からコーンスタンティノポリス市でパンの配給が始められたことが記録されている。詳細については G. Dagron, *Naissance d'une capitale: Constantinople et ses institutions de 330 à 451* (Paris, 2nd ed. 1984), pp. 530-541 を参照。

(未完)

(附記) 今回の担当者は、大清水裕、後藤篤子、芹澤悟、田中創、樋脇博敏である。